

# 港区景観計画の改定概要

## 改定にあたっての視点

港区は、法的根拠を持ってきめ細かな景観施策を展開するとともに、区民をはじめとする関係者が景観について再認識し、連携して取り組むことを目指して、平成21年8月に「港区景観計画」を策定しました。

景観計画の策定後、景観形成基準に基づく助言・指導など運用における様々な課題や、まちづくりの進展など景観計画を取り巻く状況の変化等が生じてきました。

届出制度の活用においては、対象規模に満たない建築物が良好な景観形成に影響を及ぼす事例も見られてきました。また、景観形成基準については、その内容が抽象的表現に止まっていることで助言・指導が困難なケースが生じてきました。

このため、より多くの建築物に効果的な助言・指導を行っていくために、港区全域における届出対象規模等の見直しや景観形成基準の拡充を行います。

景観形成特別地区については、港区の骨格となる景観形成を進めていくため、まちづくりの動きが活発化している地区等を新たに追加します。また、貴重な歴史・文化資源である歴史的建造物については、これらを核とした景観形成・保全の推進を図るため、歴史的建造物周辺について、届出対象規模の引下げ及び景観形成基準の拡充を行います。

上記のような視点を踏まえ、港区の良好な景観形成を進める上で、より実効力の高い内容とするため、以下のとおり景観計画の改定を行います。



## 1

### 届出対象規模等を見直します

#### ①港区全域における届出対象規模の引下げ

計画策定時の届出対象規模である高さ31mは、概ね10階建程度の建築物を想定しており、これを超える高さの建築物は市街地における景観に及ぼす影響が大きいものと考えて設定していました（建築基準法では高さ31mを境に規定が厳しくなるなど、法規制上も建築物の形態を大きく分けるラインであり、対象規模の参考としていたものです）。

近年、届出対象とならない建築物が街並みに影響を及ぼす事例が見られてきたことや、届出が商業地域に集中していることなどの実態を踏まえ、区内全域での更なる良好な景観誘導を図るためには、住居系用途地域、商業系用途地域ともに偏りなく、街並みに影響を及ぼしうる一定割合の建築物を届出対象とすることが適切であると考えます。

このため、住居系用途地域では、低層の街並みに影響を及ぼしうる概ね5階程度の中層建築物を対象とするため、届出対象規模を高さ15mまで引き下げます。商業系用途地域では、散見される31mにわずかに満たない建築計画（30m前後）を対象とするため、届出対象規模を高さ25mまで引き下げます。

こうした引き下げにより、港区全域において偏りなく、より多くの建築物に対してきめ細かな助言・指導を行っていきます。

## 改定内容

◆ 港区全域の届出対象規模（高さ）を、以下のとおり引き下げます。

…P26

- ・ 住居系用途地域内 高さ 31m超 →高さ 15m以上
- ・ 商業系用途地域内 高さ 31m超 →高さ 25m以上

## ②景観形成特別地区における届出対象規模の見直し

景観形成特別地区のうち、主要な道路の沿道で特徴的な街並みを形成する地域では、その道路境界から 20m~30m の範囲を特別地区の区域として指定し、規模にかかわらず全ての建築物を届出対象としていました。しかしながら、主要な道路に面していない敷地においては、小規模建築物が沿道の景観形成に影響を与えるケースは限定的であると言えます。



三田通り

このため、道路の沿道敷地とその他の敷地で届出対象規模を分けることで、景観形成特別地区の目的に沿った助言・指導の実効性を高めます。

## 改定内容

◆ 景観形成特別地区の一部について、以下のとおり届出対象規模を見直します。

…P46 ほか

<対象地区> 青山通り周辺、三田通り周辺、大門通り周辺、有栖川宮記念公園周辺、プラチナ通り周辺、環状2号線周辺

<改正前の届出対象規模（建築物の建築等、工作物の建設等の場合）>

規模にかかわらず届出対象

<改正後の届出対象規模（同上）>

- ・ 主要な道路に面する敷地 規模にかかわらず届出対象（現行どおり）
- ・ 上記以外の敷地 港区全域の届出対象規模に準じる（現行から緩和）。

## ③駅施設の届出対象行為への追加

建築物に該当しない駅のプラットホームの上屋等については、景観法の届出対象外としていましたが、駅全体を覆う大屋根など、まちの景観形成に影響を及ぼすものも見られます。

このため、こうした駅施設を届出対象行為に追加することとし、駅を含めた良好な街並み景観の形成を進めていきます。

## 改定内容

◆ 工作物の建設等に関する届出対象行為に、以下のものを追加します。

…P36

<追加する届出対象行為>

プラットホームの上屋等（駅全体を覆う大屋根等で、その全体の外観が駅構外から望見されるものに限る。）

<上記行為の届出対象規模>

規模にかかわらず届出対象

## ①港区全域における基準の充実

建築物等の建築における景観形成基準や屋外広告物の表示等に関する配慮事項については、「周辺の街並みに配慮する」など、その内容が抽象的表現に止まっていることにより、具体的な配慮につながる助言・指導が困難なケースが生じていました。その一方で、ベランダに設置する室外機など、助言・指導実績の中で、比較的多くの建築計画に共通して具体的な配慮を求めるべき内容等も浮かび上がってきました。

このため、景観形成基準等全般について、きめ細かく内容の拡充を図ることで、より効果的に助言・指導を行っていきます。

## 改定内容

- ◆ 港区全域における建築物の建築等における景観形成基準全般について、より積極的な配慮を求める内容の拡充を行います。 …P27～28

<新たに追加する基準の例>

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	・雨樋やベランダに設置する室外機は、周囲から見えない位置に設置するか目隠し等により修景を行い、目立たないように工夫する
公開空地・外構・緑化等	・自転車置き場を設置する場合は、道路から見えにくい位置への配置や、必要に応じて植栽等で囲うなど周囲からの見え方に配慮する。 ・敷地内のごみ集積所は、収集作業に支障とならない範囲で、配置を工夫し、植栽を施すなど周囲からの見え方に配慮する。

## ②色彩基準の一部見直し

色彩基準については、戸建て住宅の屋根色に対して外壁色の考え方をそのまま準用していたり、共同住宅等のベランダの上げ裏<sup>\*</sup>の色彩に対する考え方が記載されていないこと等により、効果的な指導・助言が困難となるケースが生じていました。

このため、色彩基準を拡充し、実態を踏まえたより詳細な基準を設定します。

## 改定内容

- ◆ 小規模建築物を届出対象とする景観形成特別地区の全てについて、屋根色の追加を行います。 …P107

- ◆ 上げ裏<sup>\*</sup>の色彩や低層部における緩和など、実態に即して基準をきめ細かく修正します。 …P107

<sup>\*</sup>上げ裏：ベランダの裏面（地上から見上げた時に見える面）を指します。

### ③景観特性がよく表れる場所の追加

港区の緑の骨格を形成している斜面緑地は、良好な景観形成に大きな役割を果たしており、景観誘導における活用の必要性が高いことから、「港区緑と水の総合計画（H23.3）」では、斜面緑地を生かした景観形成への取組が記載されています。

このため、斜面緑地を「景観特性がよく表れる場所」に追加し、周辺の緑との一体感に配慮した景観形成を推進していきます。



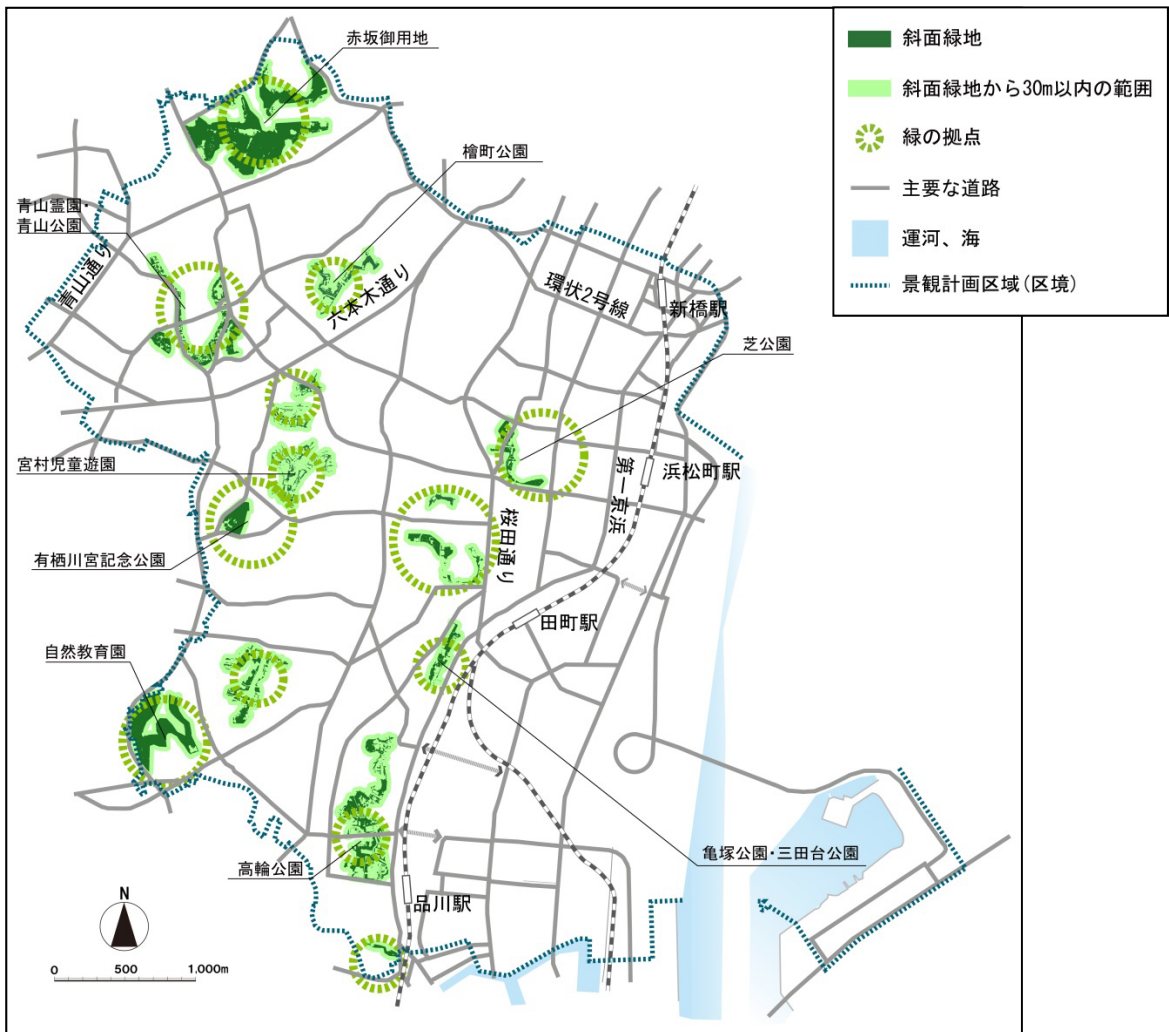
斜面緑地

#### 改定内容

- ◆ 「港区の景観特性がよく表れる場所」に、新たに「斜面緑地」を追加し、緑との一体感等を誘導するための景観形成基準を設定します。 …P34

<基準の例>

項目	景観形成基準
配置	・斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行となる長大な壁面の配置を避けるなど、斜面緑地が見えるように配慮した建築物の配置とする。



斜面緑地の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

景観形成特別地区については、公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、新たな地区の追加や既存の地区の基準の見直しなど、段階的に拡充を図っていく必要があります。

外濠周辺では、隣接する千代田区、港区、新宿区で「外濠地区景観ガイドプラン(H21.3)」を策定し、3区が連携して広域的な景観形成を積極的に進めていくこととしました。また、品川駅周辺では、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014(H26.9)」が策定され、地区特性を踏まえた景観形成の方針が示されるとともに、今後のまちづくりの動きが活発化しており、東京の南側の玄関口としての役割が急速に強まっています。

こうした状況を踏まえ、上記2地区については、港区の骨格となる景観を形成していくために、新たに景観形成特別地区として追加します。

また、環状2号線周辺では、「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン(H24.3)」を策定し、その後「環状第二号線沿道新橋地区街並み再生地区」の指定及び街並み再生方針(H25.3)を策定しました。

環状2号線の開通に合わせ、にぎわいと統一感のある街並み形成等を推進しており、街並み再生地区等と連携して効果的に景観形成を進めていくため、「環状2号線周辺景観形成特別地区」の景観形成基準を拡充します。



外濠



芝浦水再生センターの上部利用施設



環状2号線周辺

### 改定内容

- ◆ 景観形成特別地区に以下の2地区を追加します。

…P97～P107

#### 外濠周辺景観形成特別地区

＜届出対象規模（建築物の建築等、工作物の建設等の場合）＞

- ・ 外堀通りに面するもの 規模にかかわらず届出対象
- ・ 上記以外のもの 港区全域の届出対象規模に準じる。

#### 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区

＜届出対象規模（建築物の建築等、工作物の建設等の場合）＞

規模にかかわらず届出対象

- ◆ 「環状2号線周辺景観形成特別地区」について、にぎわいと統一感のある街並み形成を誘導するため、現行基準の拡充を行います。

…P80～85、P107

＜新たに追加する基準の例＞

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	・ 環状2号線に面する建築物の低層部は、極力開口部の面積を大きくして透過性のある素材を使用するなど、賑わいの表出に配慮する。

港区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。こうした建造物周辺の景観形成に対し、届出対象規模に満たない建築計画等が大きな影響を及ぼすケースも存在します。

このため、歴史的建造物の周辺について、届出対象規模の引下げ及び景観形成基準の拡充を行うことで、これらを核としたより積極的な景観形成・保全を推進します。

また、東京タワーについては、他の歴史的建造物と性質が大きく異なることから、主要な眺望点を設定した上で、景観形成基準及びその適用区域を独自に設定します。



増上寺

#### 改定内容

- ◆ 歴史的建造物（東京タワーを除く。）に直接接する敷地においては、届出対象規模の引下げを行い、規模にかかわらず届出対象（建築物の建築等、工作物の建設等の場合）とします。 …P119

- ◆ 「歴史的建造物周辺」について、景観形成基準の拡充を行います。 …P120～121

＜新たに追加する基準の例＞

項目	景観形成基準
高さ・規模	・歴史的建造物よりも規模の大きな建築物については、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、圧迫感の軽減など歴史的建築物との調和において効果的な高さ、間口となるよう配慮する。

- ◆ 東京タワーについては、主要な眺望点を設定した上で、景観形成基準の適用区域及び景観形成基準を別途設定します。 …P122～125

# 届出対象行為・規模と景観形成基準の一覧

## 1 届出対象行為・規模

### (1) 区全域（一般地域）

届出対象行為	届出対象規模
1 建築物の建築等	○住居系用途地域：高さ15m以上又は延べ面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は延べ面積3,000㎡以上
2 工作物の建設等	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※1</sup>	○住居系用途地域：高さ15m以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	○住居系用途地域：高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は築造面積3,000㎡以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	○住居系用途地域：高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は築造面積3,000㎡以上
プラットホームの上屋その他これに類する施設 <sup>※2</sup>	すべての届出対象行為
3 開発行為	開発区域の面積500㎡以上
4 土地の形質の変更等	
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積10ha以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積15ha以上
水面の埋立て又は干拓	造成面積15ha以上

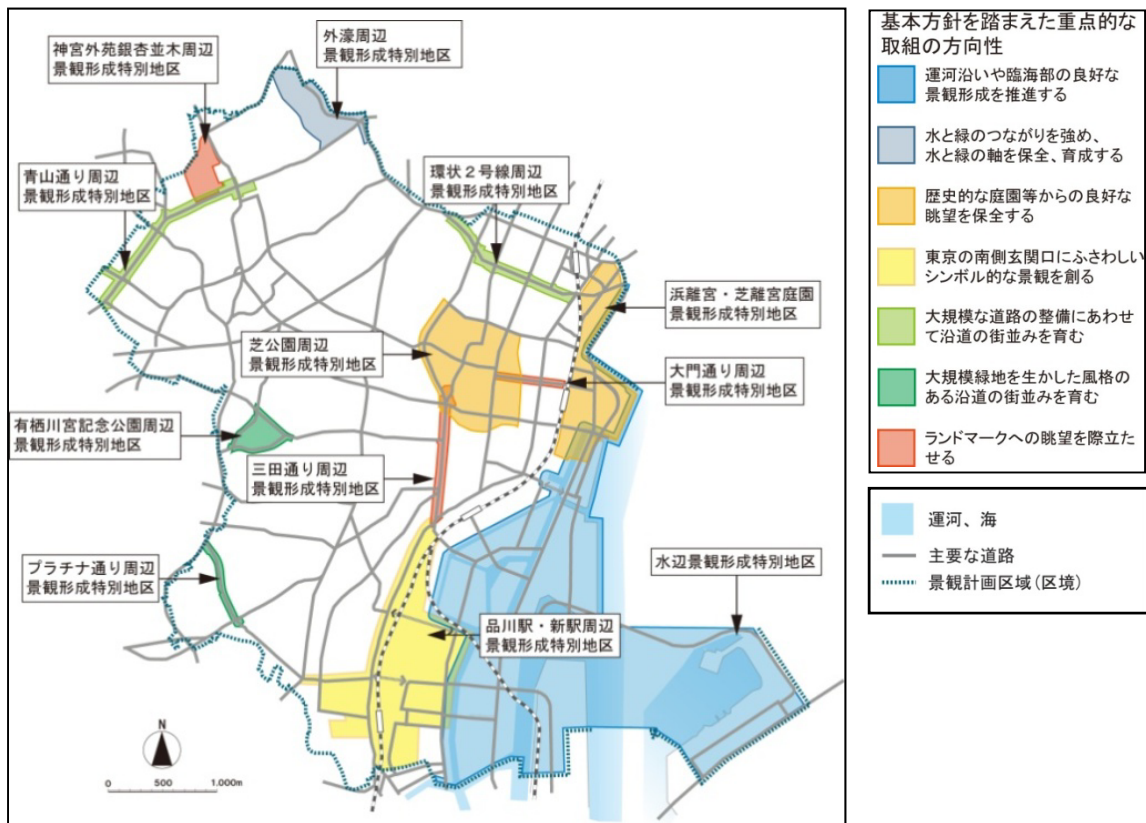
※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 駅全体を覆う大屋根等で、その全体の外観が駅構外から望見されるものに限る。

#### ※各届出対象行為の詳細

- ・建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・工作物の建設等：工作物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

## (2) 景観形成特別地区



景観形成特別地区の位置および区域図

### 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区、品川駅・新駅周辺景観形成特別地区

届出対象行為	届出対象規模
1 建築物の建築等	すべての届出対象行為
2 工作物の建設等	すべての届出対象行為 <sup>※2</sup>
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※1</sup>	
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	
3 開発行為	開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上
4 土地の形質の変更等	
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。



青山通り周辺景観形成特別地区、三田通り周辺景観形成特別地区、大門通り周辺景観形成特別地区、プラチナ通り周辺景観形成特別地区、有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区、環状2号線周辺景観形成特別地区、外濠周辺景観形成特別地区

届出対象行為		届出対象規模	
1 建築物の建築等	通り等に面する建築物 <sup>※1</sup>	すべての届出対象行為	
	上記以外の建築物	一般地域に準じる	
2 工作物の建設等	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※2</sup>	通り等に面する工作物 <sup>※1</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※3</sup>
		上記以外の工作物	一般地域に準じる
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	通り等に面する工作物 <sup>※1</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※3</sup>
		上記以外の工作物	一般地域に準じる
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	通り等に面する工作物 <sup>※1</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※3</sup>
		上記以外の工作物	一般地域に準じる
3 開発行為	開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上		
4 土地の形質の変更等			
	土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上	
	屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上	

※1 地区の主要幹線道路と交差する主要な道路に面する建築物、工作物を含む。

※2 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※3 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

芝公園周辺景観形成特別地区、浜離宮・芝離宮周辺景観形成特別地区

届出対象行為		届出対象規模	
1 建築物の建築等	高さ 20m 以上 <sup>※1</sup>		
2 工作物の建設等	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※2</sup>	高さ 20m 以上 <sup>※1</sup>	
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)		
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの		
3 開発行為	開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上		
4 土地の形質の変更等			
	土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上	
	屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上	

※1 高さ 20m未滿の届出対象規模に該当しない建築物・工作物においても、一般地域の届出対象規模に該当する建築物は届出が必要となる。その場合は、一般地域の景観形成基準を適用する。

※2 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

水辺景観形成特別地区

届出対象行為		届出対象規模	
1 建築物の建築等	高さ 15m 以上又は延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上		
2 工作物の建設等	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※1</sup>	高さ 15m 以上	
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	高さ 15m 以上又は築造面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの		
	橋梁その他これに類する工作物で運河などを横断するもの	すべての届出対象行為	
3 開発行為	開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上		
4 土地の形質の変更等			
	土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上	
	屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上	
	水面の埋立て又は干拓	造成面積 15ha 以上	

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

### (3) 歴史的建造物周辺

#### ◆文化財建造物

##### <国宝>

1. 旧東宮御所

##### <国指定重要文化財>

2. 増上寺三解脱門
3. 有章院（徳川家継）  
霊廟二天門
4. 旧台徳院霊廟惣門
5. 慶應義塾三田演説館
6. 慶應義塾図書館
7. 瑞聖寺大雄宝殿
8. 明治学院インブリー館
9. 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館）

##### <国登録有形文化財>

10. 堀商店
11. 大倉集古館陳列館
12. 東京水産大学雲鷹丸
13. 廣度院表門および練塀
14. 三菱電機株式会社高輪荘
15. 常照院本堂内陣
16. 妙定院熊野堂・上土蔵
17. 心光院表門
18. 菊池寛実記念智美術館別館
19. キリスト友会フレンズセンター
20. 国際文化会館本館
21. 大橋茶寮
22. 虎ノ門大坂屋砂場店舗
23. 東京タワー

##### <都指定有形文化財>

24. 氷川神社社殿
25. 増上寺経蔵

##### <区指定有形文化財>

26. 明治学院記念館
27. 増上寺旧方丈門
28. 旧乃木邸および馬小屋
29. 明治学院礼拝堂
30. 金刀比羅宮銅鳥居
31. 増上寺景光殿（旧広書院）表門
32. 清正公堂および山門
33. 旧協働会館
34. 善福寺本堂

##### <区登録有形文化財>

35. 鑄拔門
36. 報土寺築地塀（練塀）
37. 泉岳寺中門
38. 泉岳寺山門
39. 浅野長矩および赤穂義士墓所門
40. 水盤舎（元甲府宰相綱重御霊屋水屋）

#### ◆区外文化財建造物（隣接するもの）

##### <国登録有形文化財>

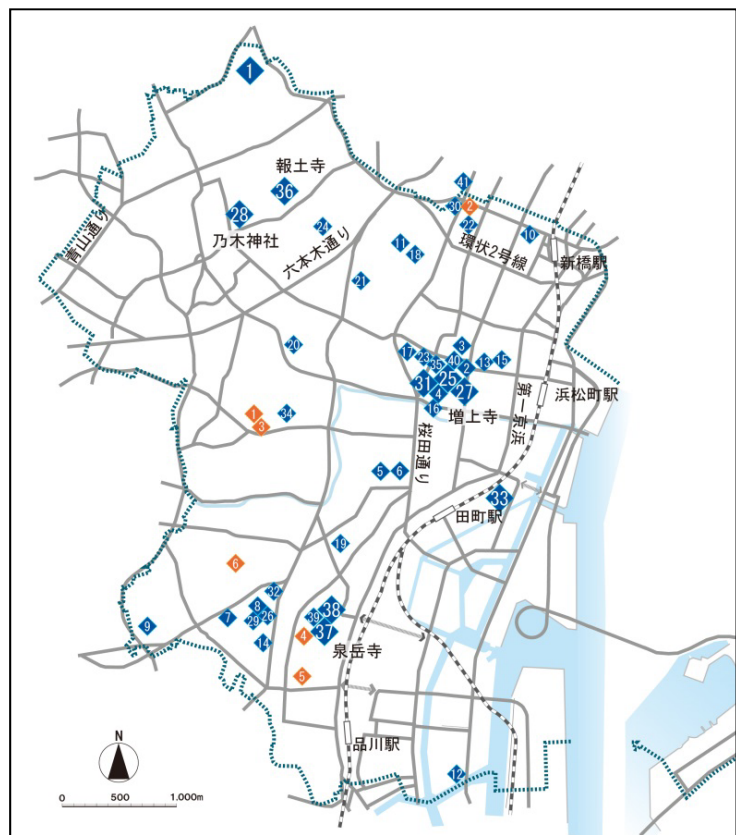
41. 旧文部省庁舎

#### ◆歴史的建造物

##### <都選定歴史的建造物>

1. 西町インターナショナルスクール（松方ハウス）
2. 虎ノ門 金刀比羅宮
3. 日本基督教団安藤記念教会会堂
4. 港区高輪台小学校
5. 高輪消防署二本榎出張所
6. 聖心女子学院正門

（平成27年9月現在）



歴史的建造物の一覧

※歴史的建造物は、文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物、景観法に基づく景観重要建造物、東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物を指す。

※本計画策定後に新たに指定・登録・選定された建造物等も歴史的建造物とする。

## 歴史的建造物周辺（東京タワーを除く）

届出対象行為	届出対象規模		
1 建築物の建築等	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の建築物 <sup>※2</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※4</sup>	
	歴史的建造物の周辺 100m 以内の範囲の建築物 <sup>※3</sup>	一般地域に準じる	
2 工作物の建設等	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※1</sup>	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物 <sup>※2</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※4</sup>
		歴史的建造物の周辺 100m 以内の範囲の工作物 <sup>※3</sup>	一般地域に準じる
	昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物 <sup>※2</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※4</sup>
		歴史的建造物の周辺 100m 以内の範囲の工作物 <sup>※3</sup>	一般地域に準じる
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物 <sup>※2</sup>	すべての届出対象行為 <sup>※4</sup>
		歴史的建造物の周辺 100m 以内の範囲の工作物 <sup>※3</sup>	一般地域に準じる

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 同一敷地内の建築物・工作物を含む。また、泉岳寺及び瑞聖寺については、参道等に直接接する敷地を含む。

※3 歴史的建造物の外壁 100m 以内とする。ただし、歴史的建造物を含む寺社の境内地等及び名勝については、敷地から 100m 以内とする。

※4 工作物は、建築基準法第 88 条に基づき第 6 条第 1 項の規定を準用する工作物に限る。

## 東京タワー周辺

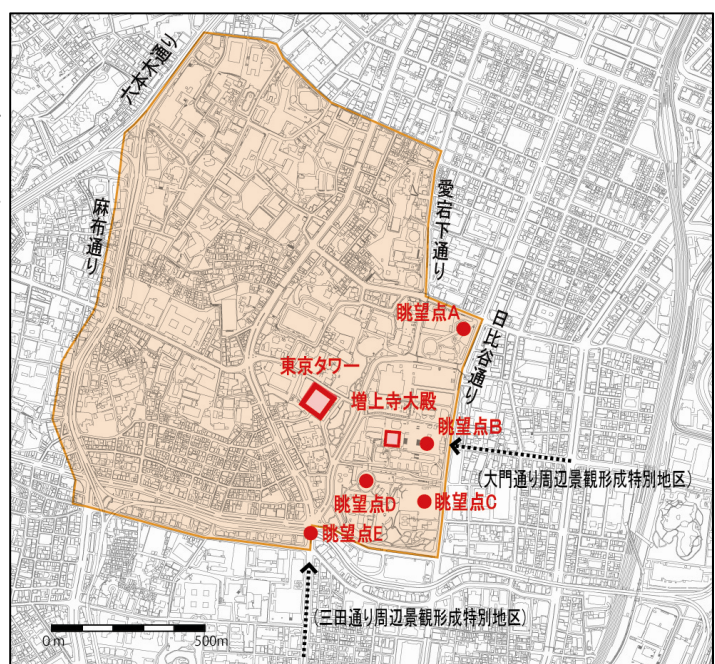
届出対象行為	届出対象規模	
1 建築物の建築等	一般地域に準じる	
2 工作物の建設等	一般地域に準じる	
		煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの <sup>※1</sup>
		昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの		

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

### 東京タワー周辺の景観形成基準の適用区域

→「東京タワーの象徴的な絵姿に影響を与える区域」

東京タワーの象徴的な絵姿が得られる、主要な眺望点 A・B・C・D・E から、水平方向の視野角が概ね 30°、眺望点との距離が概ね 1.2km の範囲に近接する、主要な道路に囲まれた区域



※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

## 2 景観形成基準

**拡 充** : 現行の景観計画で既に位置付けのある地区・区域について、基準を追加したもの又は基準の表現等を充実させたもの  
**新 規** : 新たに地区・区域を指定して基準を設定したもの

### (1) 区全域の景観形成基準

#### 建築物の建築等、工作物の建設等

**拡 充**

項目	景観形成基準
配置	<p>&lt;一般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した建築物の配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した建築物の配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 公園周辺の建築物は、公園に顔を向けたり、公園側にオープンスペースを設けたりするなど、公園内からの眺望や公園周辺の落ち着いた街並みに配慮した配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地内や敷地周辺の緑が道路からできる限り見えるよう工夫した建築物の配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限りこれらに配慮した建築物の配置とする。</li> </ul> <p>&lt;寺社が数多く立地する地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 寺社が数多く立地する地域では、寺社への圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮した建築物の配置とする。</li> </ul> <p>&lt;交差点・駅周辺&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 主要な交差点や駅周辺では、交差点や駅側に建築物の顔を向けるとともに、交差点や駅側にオープンスペースを設けるなど、地域の拠点としての役割に配慮した建築物の配置とする。</li> </ul> <p>&lt;商業地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商業地では、歩行者の多い通り側に車両出入口を設けるなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害する配置をできる限り避けるとともに、低層部に店舗やベンチを備えたオープンスペースを設けるなど、にぎわいある街並みと調和した建築物の配置とする。</li> </ul> <p>&lt;閑静な住宅地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 閑静な住宅地では、道路や隣接する建築物との間隔を十分に確保するなど、落ち着いた雰囲気づくりに配慮した建築物の配置とする。</li> </ul> <p>&lt;斜面緑地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行となる長大な壁面の配置を避けるなど、斜面緑地が見えるように配慮した建築物の配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<p>&lt;一般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を意識し、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮した建築物の高さとする。</li> </ul> <p>&lt;閑静な住宅地&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 閑静な住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<p>&lt;一般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺の建築物と壁面等の色調や彩度・明度の調和を図り、また、周辺に緑や水辺の自然景観がある場合は、それらとの調和も図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物と一体的に計画するか目隠し等により修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図るとともに、周囲からの見え方に配慮し、緑や目隠し等による修景を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の視線に近い建築物の低層部では、石材などの自然素材を用いるなど、街並みの表情づくりに配慮した形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 建築物と一体となった駐車場の出入口は、街並みの連続性を妨げることのないよう配慮した設置位置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 建築物の外壁が長大で平滑な壁面となることを避け、壁面を適度に分節化するなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 雨樋やベランダに設置する室外機は、周囲から見えない位置に設置するか目隠し等により修景を行い、目立たないよう工夫する。</li> </ul> <p>&lt;坂道沿い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 坂道沿いでは、建築物の低層部が坂道の勾配になじむよう工夫した形態・意匠とする。</li> </ul> <p>&lt;寺社が数多く立地する地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 寺社が数多く立地する地域では、彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、寺社の雰囲気との調和に配慮した、形態・意匠とする。</li> </ul> <p>&lt;交差点・駅周辺&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 主要な交差点や駅周辺の建築物については、街角を印象づけるように建物の正面の意匠を工夫するなど、</li> </ul>

項目	景観形成基準
	<p>地域の拠点としての役割に配慮した形態・意匠とする。</p> <p><b>&lt;商業地&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 商業地では、低層部を開口部のない単調な壁面とするなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害するような形態・意匠をできる限り避ける。</li> <li>□ 商業地では、隣接する建築物と一階部分の階高を合わせるなど、にぎわいある街並みの連続性に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>□ 商業地では、ディスプレイウィンドウ等の設置や建築物の照明を工夫し、にぎわいの演出に配慮する。</li> </ul> <p><b>&lt;斜面緑地&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> </ul> <p><b>&lt;古川沿い&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 古川沿いでは、水辺側から見た景観を意識し、川側に単調で無表情な壁面が生じることを避けて正面性を持たせるなど、水辺空間の魅力の向上に配慮した形態・意匠とする。</li> </ul>
公開空地・外構・緑化等	<p><b>&lt;一般&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外構には、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材を使用する。</li> <li>□ オープンスペースは、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。</li> <li>□ オープンスペースには、ベンチの設置や、四季を感じさせる草花の植栽などにより、憩いの空間として親しまれるよう工夫する。</li> <li>□ 周辺の緑地や街路樹の緑との連続性に配慮し、建築物の屋上や壁面を含め、敷地内はできるだけ緑化を図る。</li> <li>□ 緑化にあたっては、緑量感を高め緑陰を創出するよう、中高木を効果的に配置する。</li> <li>□ 植栽の樹種は、生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する。さらに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>□ 照明を設置する場合は、周辺環境や夜景の変化に配慮し、周辺の街並みと調和したものとする。</li> <li>□ 自動販売機等の付属施設、設置物等は、周辺の街並みに配慮した配置、規模、色彩とする。</li> <li>□ 敷地内のごみ集積所は、収集作業に支障とならない範囲で、配置を工夫し、植栽を施すなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>□ 敷地の接道部に塀や柵を設置する場合は、生垣や透過性の高い柵などとし、周辺の街並みとの調和に配慮する。やむを得ずコンクリート塀などを設置する場合は、緑化などにより圧迫感を軽減する。</li> <li>□ 駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周囲からの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の街並みの連続性に配慮した配置とする。</li> <li>□ 自転車置き場を設置する場合は、道路から見えにくい位置への配置や、必要に応じて植栽等で困うなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>□ 総合設計制度などを活用し、公開空地や緑地を設ける場合は、憩いやにぎわいが醸し出されるよう工夫する。</li> <li>□ 敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限り保全・活用を図る。</li> <li>□ 斜面地周辺では、建築物や敷地内のオープンスペースへの緑化を推進するとともに、周辺の斜面緑地と調和した植栽を施すなど、斜面緑地との連続性に配慮する。</li> <li>□ 崖線など急斜面地では、敷地内の緑はできる限り残し、やむを得ずよう壁等を設ける場合は、安全性が確保できる範囲で自然地形に配慮するとともに、可能な限りよう壁の緑化を図る。</li> </ul> <p><b>&lt;坂道沿い&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 坂道沿いでは、よう壁や塀を設置する場合は、石材、木材などの自然素材の使用や緑化などにより、壁面が無表情とならないように配慮する。</li> </ul> <p><b>&lt;寺社が数多く立地する地域&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 寺社が数多く立地する地域では、敷地周辺に地域のシンボルとなっている緑等の景観資源がある場合は、それらへの見え方に配慮した塀、垣、柵のデザインとする。</li> <li>□ 寺社が数多く立地する地域では、寺社やその周辺の緑との連続性のある街並みの創出に配慮する。</li> <li>□ 寺社が数多く立地する地域では、塀、垣、柵は、寺社やその周辺との連続性や調和に配慮する。</li> <li>□ 寺社が数多く立地する地域では、植栽の樹種は、寺社やその周辺の植生と調和したものを選定する。</li> </ul> <p><b>&lt;商業地&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 商業地では、商業施設と連携したオープンスペースの活用に配慮し、ベンチなどのアメニティ施設を設置するなど、にぎわいある街並みの演出に配慮する。</li> </ul> <p><b>&lt;閑静な住宅地&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 閑静な住宅地では、道路に面するオープンスペースに低木から高木まで均衡のとれた植栽を施すなど、落ち着いた街並みや周辺の緑との調和に配慮した緑化を図る。</li> </ul> <p><b>&lt;古川沿い&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 古川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や沿川の広場と一体となって地域に親しまれる水辺空間となるよう配慮する。</li> </ul>

## 開発行為

項目	景観形成基準
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。さらに、周辺の緑地や水辺等の地域特性を生かすよう配慮した、ゆとりある土地利用計画とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。</li> </ul>
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li><input type="checkbox"/> 擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩、構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>

## 土地の形質の変更等

項目	景観形成基準
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 物件の堆積は、道路その他の公共空間から見えにくい位置及び規模とし、敷地の周囲は、植栽など修景のための必要な措置を講じる。</li> <li><input type="checkbox"/> 埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。</li> <li><input type="checkbox"/> 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li><input type="checkbox"/> 擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩、構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。</li> </ul>

## 屋外広告物の表示等

拡 充

項目	屋外広告物の表示等に関する配慮事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 広告物を表示・掲出する場合は、周辺景観との調和や、建築物との一体性等について配慮する。特に、住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする。</li> </ul>
規模・位置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高層の建築物における広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模について配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 広告物の大きさは、視認上必要な規模とし、必要以上に大きくしないように配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないように配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 広告物の設置は、沿道を歩く人からの見やすさを考え、配置位置や配列に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 表示する情報量を抑えて、適度な余白を設け、文字は読みやすい文字を使用するなど内容が簡潔に伝えられるように、見え方に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域特性や商店街等のイメージに合わせて、積極的にデザインする。</li> <li><input type="checkbox"/> 交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔が見える形態・意匠とするなど、広告物が主張し過ぎないように配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないように配慮する。</li> </ul>
照明・光	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺景観に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> LED ビジョン等は、派手な色彩や動きの早い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整するなど、周辺景観と調和するように配慮する。なお、高層部には原則設置しない。</li> <li><input type="checkbox"/> プロジェクションマッピング等は、動きのある大きな映像を映すことが可能となるため、周辺景観に配慮して、企業や商品の宣伝を主目的とした映像は避ける。また、安全面や住環境に影響を与えないように配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 窓の内側から外部に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺景観に配慮する。</li> </ul>
広告種類別	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 屋上広告物は、屋上広告が少ない地域では周辺景観に配慮して、できる限り設置を控える。</li> <li><input type="checkbox"/> 壁面広告物は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮するとともに、建築物の外壁色と広告物の地色ができる限り調和するように配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 突出広告物は、出幅を抑えて、壁面線を乱さないようにし、できる限り規則正しく設置する。</li> <li><input type="checkbox"/> 独立広告物は、建築物や外構のデザインとの調和に配慮して集約化を図るなど、設置数をできる限り抑える。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮囲い等につける広告物は、歩行者に圧迫感を与えないような大きさにし、複数ある場合はできる限りまとめて表示するようにする。</li> <li><input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告物は、建築物のデザインを損なわないように配慮し、窓をふさぐような表示は避けて、表示面積をできる限り抑える。</li> </ul>

### <寺社が数多く立地する地域>

#### 景観形成基準

- 寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。

### <大規模な公園・緑地周辺>

#### 景観形成基準

- 大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。

### <大規模建築物等※1>

#### 景観形成基準

- 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。  
【建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが<sup>1</sup>10m以上の部分に設置する広告物<sup>※2</sup>】
- 建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。
- 建築物の壁面に設置する広告物(以下、「壁面広告物」という。)は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。
- 壁面広告は、光源を使用するものは、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。
- 壁面を使って投射する広告は使用しない。
- ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さ3m以下、長さを概ね壁面幅の1/3以下とする。

※1 大規模建築物等とは、下記の制度等を利用して建築されたものとする。

- |                      |             |                       |
|----------------------|-------------|-----------------------|
| ・市街地再開発事業            | ・高度利用地区     | ・特定街区                 |
| ・再開発等促進区             | ・都市再生特別地区   | ・高度地区の緩和の認定又は許可を受けたもの |
| ・総合設計(東京都、港区が許可するもの) | ・特例容積率適用地区  | ・PFI法に基づく事業           |
| ・PFI的手法に基づく事業        | ・鉄道駅構内等開発計画 |                       |

※2 人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。

## (2) 景観形成特別地区の景観形成基準

### 青山通り周辺景観形成特別地区

建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 表参道に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、表参道の並木や交差点部の石灯笼との調和に配慮した建築物の配置とする。 <input type="checkbox"/> 明治神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣との調和に配慮した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 表参道及び明治神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、通りを特徴づける並木や石垣、石灯笼などと調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、地上から 4 階以上の壁面については、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、風格ある街並みとの調和を図る。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 青山通りとの連続性に配慮した、オープンスペースの緑化や外構のデザインとする。

屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/> 青山通り沿いで建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、風格ある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。	

### 三田通り周辺景観形成特別地区

建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 三田通りに面する建築物の配置は、壁面線の連続性と東京タワーの見通しに配慮する。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 三田通りに面する建築物の高さは、統一感のあるスカイラインの形成に配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 形態・意匠は、周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体のバランス、周辺の街並みとの調和や東京タワーへの見通しに配慮する。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、周辺の街並みとの調和を図る。

屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/> 三田通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。	

### 大門通り周辺景観形成特別地区

拡 充

建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 大門通りとの敷地境界線から壁面を後退させるなど、大門及び三解脱門、東京タワーへの見通しに配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 高さや規模は、周辺の街並みとの連続性や大門及び三解脱門、東京タワーへの見通し、さらに主要な交差点からの見え方を考慮し、街並みから著しく突出したものとならないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらに圧迫感を与えることのないよう配慮した高さや規模とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着いた色彩や形態・意匠とする。 <b>【浜松町駅前～芝大門交差点区間】</b> <input type="checkbox"/> 色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、大門への眺望を阻害することのないよう、周辺の街並みとの調和を図る。 <b>【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】</b> <input type="checkbox"/> 色彩は、別表 1 の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、情趣ある街並



項目	景観形成基準
	みとの調和や東京タワーへの眺望に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着いた外構のデザインとする。 <b>【浜松町駅前～芝大門交差点区間】</b> <input type="checkbox"/> 照明については、夜間の通りににぎわいを演出するものとなるよう工夫する。 <b>【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】</b> <input type="checkbox"/> 敷地の接道部に塀や柵を設置する際は、できるだけ自然素材などを用い、情趣ある街並みに配慮したものとする。

#### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項
<input type="checkbox"/> 大門通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、大門及び三解脱門への見通しを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 芝大門交差点～日比谷通り交差点の区間で屋外広告物を掲出する場合は、規模、位置、色彩等について、大門や三解脱門などの歴史的資源との調和に配慮する。

### プラチナ通り周辺景観形成特別地区

#### 建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> プラチナ通りの端部などの主要な交差点の周辺では、交差点に建築物の顔を向けたり、交差点に面してオープンスペースを設けたりするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、街路樹の緑と調和した、潤いある街並みの演出に努める。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベルの変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物に附随する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないように配慮する。特に、ベランダが通りに面する場合は、ベランダから室外機などが露出しないよう配慮した構造にする。 <input type="checkbox"/> プラチナ通りの端部の交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔を向けた正面性の高い形態・意匠とするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した形態・意匠とする。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> プラチナ通りの端部の交差点では、通りのゲートとしての役割に配慮し、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、街路樹の緑とのつながりに配慮した敷地の緑化を図る。

#### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項
<input type="checkbox"/> プラチナ通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、洗練された通りの雰囲気や街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

### 有栖川記念公園周辺景観形成特別地区

#### 建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 公園側に建築物の顔を向けるなど、公園と調和し、圧迫感をできる限り抑えるよう配慮した配置とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベルの変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地の公園側にオープンスペースを確保し、低木から高木までバランスのとれた植栽の配置や、公園の樹種と調和した樹種の選定など、公園の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、公園の緑との連続性に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。

## 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/>	有栖川宮記念公園の外周道路沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の落ち着いた街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	有栖川宮記念公園の外周道路沿いでは、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合</li> <li>・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、有栖川宮記念公園周辺の落ち着いた街並みを阻害しないと認められる場合</li> <li>・ 建築物の背後にある屋外広告物など、有栖川宮記念公園の外周道路から見えない場所に表示・掲出する場合</li> <li>・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合</li> </ul>

## 芝公園周辺景観形成特別地区

### 拡 充

### 建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、芝公園及びそれより内側からの開放感のある眺望や東京タワーへの見通しを阻害する高さや規模とならないように配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮し、建築物全体のバランス及び隣接する建築物等と調和した形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物の頂部は、公園外周部の樹木が形成するスカイラインとの調和を図り、突出した形状を避ける。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、芝公園及びそれより内側からの開放感ある眺望や東京タワーへの見通しに配慮し、周辺景観との調和を図る。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地にはオープンスペースを確保し、公園の樹種と調和した植栽を施すなど、公園の緑との連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。

## 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/>	芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。

## 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区

### 建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣に配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 銀杏並木のスカイラインを阻害することのないよう、高さは、青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部から突出しないように配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 青山二丁目交差点及び青山通りに面する建築物は、交差点及び青山通りに建築物の顔を向け、銀杏並木と調和に配慮しつつ、風格ある交差点の表情をつくることを意識した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、銀杏並木や石垣などと調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、銀杏並木や植栽の緑との調和を図る。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 銀杏並木や青山通りの公共空間と連続したオープンスペースにおいては、段差のない開放的な空間となるよう配慮する。

## 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/>	神宮外苑銀杏並木周辺において建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、銀杏並木と調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部に見える部分には、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合</li> <li>・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、銀杏並木の景観を阻害しないと認められる場合</li> <li>・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合</li> </ul>

## 環状2号線周辺景観形成特別地区

### 拡 充

#### 建築物の建築等、工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 環状2号線に面する建築物の配置は、壁面線を連続させるなど、統一感のある街並みの形成に配慮する。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 環状2号線に面する建築物の高さは、通りからの見え方を検討し、魅力的なスカイラインの形成に配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 環状2号線に面する建築物の低層部は、極力開口部の面積を大きくして透過性のある素材を使用するなど、にぎわいの表出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 環状2号線に面する部分は、照明やディスプレイウィンドウの活用、シャッターのシースルー化など、夜間の通りのにぎわいの演出に努める。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないよう配慮する。特に、バルコニーが通りに面する場合は、バルコニーの室外機が直接見えないよう目隠し等による修景を行う。 <input type="checkbox"/> 形態・意匠は周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体及び隣接する建築物等とのバランス、虎ノ門や汐留への見通しに配慮する。 <input type="checkbox"/> 環状2号線から見える建築物の外壁は、環状2号線に面する側以外の面についても、素材や意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 環状2号線と交差する道路側の形態・意匠・色彩について、可能な限り環状2号線に面する部分と同様の配慮や工夫を行うことにより、環状2号線を中心とした周辺地域全体ににぎわいが広がるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、品格とにぎわいのある街並みを創出するような色彩を基本とする。なお、建築物の低層部に石材などの自然素材（自然石のほか、木材、タイルやレンガなど）を使用する場合は、色彩基準によらないことができる。 <input type="checkbox"/> 外壁のアクセントとして用いる色彩に高彩度の色彩を使用する場合は、建築物全体のデザインとの一体性を意識し、使用範囲の工夫や明度の調整などにより、街並みを阻害することのないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 複数の日よけ TENT 等を設置する場合は、できるだけ色相や色調を揃える。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 照明は、心地よい歩行空間の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。 <input type="checkbox"/> 隣接する愛宕神社や日比谷公園からつながる緑の軸を形成するため、オープンスペースには緑量ある中高木を植栽するなど、緑の連続性を確保する。 <input type="checkbox"/> 環状2号線に面する建築物は、街路樹の緑とのつながりや歩行者からの見え方に配慮し、壁面緑化など積極的な緑の創出に努める。

#### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/> 環状2号線に面する建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、シンボルストリートとして統一感ある沿道景観が確保されるよう、低層部にまとめ、規模、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物は、シンボルストリートとしての周辺景観に配慮して、設置は控える。	

## 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区

#### 建築物の建築等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。 <input type="checkbox"/> 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 <input type="checkbox"/> バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 <input type="checkbox"/> 敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 <input type="checkbox"/> 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。

項目	景観形成基準
屋根屋上	<input type="checkbox"/> 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に寄与する。 <input type="checkbox"/> 突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。

**工作物の建設等**（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 庭園景観に調和した落ち着きのあるものとし、突出した形態・意匠を避ける。

**屋外広告物の表示等**（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等の制限に関する事項													
<input type="checkbox"/> 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区では、地盤面から 20m以上の部分においては、次の屋外広告物に限り、表示・掲出できる。ただし、表示・掲出にあたっては、下表に定める基準による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用の屋外広告物(自社名、ビル名、店名、商標の表示など)</li> <li>・ 公共公益目的の屋外広告物</li> <li>・ 非営利目的の屋外広告物</li> </ul>													
区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">【色相】</td> <td style="text-align: center;">【彩度】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">→ 5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">→ 6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">→ 4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">→ 3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">→ 4 以下</td> </tr> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	→ 5 以下												
0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下												
5.1Y ~ 10G	→ 4 以下												
0.1BG ~ 10B	→ 3 以下												
0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下												
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。												

**水辺景観形成特別地区**

**建築物の建築等**（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 水辺に面する建築物の間口の長さに配慮し、水域側にオープンスペースを設けるなど、水域から見て圧迫感を軽減する配置とする。 <input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮するとともに、水辺の開放感が得られる配置とする。 <input type="checkbox"/> 水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 <input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かした配置とする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 <input type="checkbox"/> 水域や周辺の主要な眺望点(対岸、公園、橋梁など)からの見え方に配慮した規模とする。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 後背地から水域への見通し、水辺空間の開放感に配慮した形態とする。
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 水辺に接続するオープンスペースや水辺空間に開かれた視点場を確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とする。 <input type="checkbox"/> 敷地と水辺又は道路の境界は、開放性のあるものにする。 <input type="checkbox"/> 夜のにぎわいを演出する、ライトアップを行うなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮する。特に、敷地が水辺に接する場合は、水面に映り込む光の演出やランドマークとなる施設のライトアップなどの実施により、水辺空間の夜間景観の形成を図る。 <input type="checkbox"/> ベンチや照明灯などの施設は、地域の中での統一性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保した色調や素材とする。

**工作物の建設等**（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 水域の自然特性を生かした配置とする。
規模	<input type="checkbox"/> 臨海部の主要な眺望点（公園、ふ頭など）から見たときに、圧迫感を感じさせないよう、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 形態・意匠は突出したものを避け、水辺の景観や沿道の街並みとの調和、連続性を確保する。 <input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）
公開空地・外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 水辺空間に接続するオープンスペースを確保するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものとする。

**開発行為**（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
土地利用	<input type="checkbox"/> 臨海部の海や水辺の景観特性を考慮した土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 水域沿いのオープンスペースや散策路の連続性をもたせた土地利用計画とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的な景観資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした区画となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 水域に面して建築物の大壁面が生じないように区画を工夫する。
造成等	<input type="checkbox"/> 大規模な法面や擁壁をできる限り生じさせないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、植栽など修景のための必要な措置を講じる。

**土地の形質の変更等**（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
造成等	<input type="checkbox"/> 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。 <input type="checkbox"/> 法面が生じる場合は、緑化を図るなど、臨海部全体の環境や景観との調和を図る。

**屋外広告物の表示等**（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等の制限に関する事項													
<input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、以下に示すとおりとする。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによる。													
区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。												
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>→ 5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td> <td>→ 6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td> <td>→ 3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td> <td>→ 4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	→ 5 以下												
0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下												
5.1Y ~ 10G	→ 4 以下												
0.1BG ~ 10B	→ 3 以下												
0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下												
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。												

## 外濠周辺景観形成特別地区

新規

### 建築物の建築等・工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外堀通りに面する敷地では、道路との敷地境界から壁面を後退させるなど、外濠への眺望に配慮した建築物の配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源との調和に配慮した建築物の配置とする。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 喰違土橋や弁慶橋からの見え方を意識し、外濠からの眺望を阻害しない高さや規模となるよう配慮する。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 外濠の歴史的な趣きに配慮し、周辺の街並みとの一体感を感じることできる落ち着いた形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 外堀通りに面する敷地では、周辺の街並みとの連続性や通りに対して圧迫感を軽減するような形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地周辺に石垣等の歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源と調和した形態・意匠とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、喰違土橋や弁慶橋からの眺望を阻害しないよう、外濠の水辺や緑との調和を図り、落ち着いた色彩とする。</li> </ul>
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や周辺の歴史的資源との調和に配慮した、落ち着いた外構のデザインとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 外堀通りに面する敷地では、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、外濠の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 周囲からの見え方に配慮した緑化を積極的に進め、外濠の緑と調和した、一体感のある街並みの演出を図る。</li> </ul>

### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/>	外堀通り沿道の屋外広告物は、外濠の歴史的な趣きと調和した規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や歴史的資源と調和した、規模、位置、色彩等のデザイン、形態・意匠に配慮する。
<input type="checkbox"/>	建築物の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する屋外広告物は、外濠からの眺めを阻害しないよう、規模、高さ、形態・意匠に配慮する。
<input type="checkbox"/>	屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、外濠からの眺めを阻害することのないよう、規模や高さ等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	喰違土橋や弁慶橋から見える範囲では、広告物の大きさをできるだけ抑え、周辺の街並みと調和するように低再度の色彩を基本とする。また、眺望の阻害要因とならないようにLEDビジョンや原色の光源はできる限り避ける。

## 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区

新規

### 建築物の建築等・工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮し、適切な隣棟間隔を確保するなど、視界の抜けを意識した建築物の配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 水域から見て圧迫感を軽減するような建築物の配置とする。</li> </ul>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控える。</li> <li><input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮した形態・意匠、設備配置とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 主要な眺望点（駅、駅前広場など）から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質又は意匠とするなど、素材や意匠に配慮する。</li> </ul>
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 幹線道路沿道における緑の軸の形成や、周辺のオープンスペース、崖線の緑との連続性の確保に配慮し、積極的な緑の創出を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明は、風格ある駅前景観の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。</li> </ul>

### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<input type="checkbox"/>	建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
<input type="checkbox"/>	建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。

### (3) 歴史的建造物周辺の景観形成基準

#### 歴史的建造物周辺（東京タワー周辺を除く）

拡 充

##### 建築物の建築等・工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	□ 歴史的建造物の周辺では、圧迫感の緩和や歴史的建造物の主要な面への見通しの確保を図る。
高さ・規模	□ 歴史的建造物よりも規模の大きな建築物については、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、圧迫感の軽減など歴史的建築物等との調和において効果的な高さ、間口となるよう配慮する。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、歴史的建造物の雰囲気との調和に配慮した、形態・意匠とする。</li> <li>□ 建築物の低層部における軒の高さや窓等の開口部の配置、形態・意匠は、歩行者の目線からの歴史的建造物との調和や街並みの連続性に配慮する。</li> <li>□ 建築物の屋根の形状や勾配、色彩は、歴史的建造物との調和を図る。</li> <li>□ 建築物に付帯する構造物や設備等は、道路等から見えない位置に配置する、歴史的建造物に使用されている素材や色彩と調和した囲いで覆うなど、周囲の景観を阻害しないよう配慮する。</li> </ul>
公開空地・外構・緑化等	□ 塀、垣、柵、あるいはベンチ等のアメニティ施設等の素材や構造、高さは、歴史的建造物との連続性や調和に配慮する。

##### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、歴史的建造物に調和した街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。</li> <li>□ 建築物の低層部における屋外広告物は、歴史的建造物との調和や街並みの連続性を妨げることのないよう、過度な表示・掲出をしないよう配慮する。</li> </ul>	

#### 東京タワー周辺

新 規

##### 建築物の建築等・工作物の建設等（一般地域の基準に下記を加える）

項目	景観形成基準
配置	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮する。
高さ・規模	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、東京タワーを含む調和のとれたスカイラインの形成など、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、高さ、間口について配慮する。
形態・意匠・色彩	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、建築物の高層部に高彩度色や低明度色を使用することを控えるなど、形態・意匠・色彩に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、そのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、建築物の高層部に過度な照明を使用することを控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。

##### 屋外広告物の表示等（一般地域の事項に下記を加える）

屋外広告物の表示等に関する配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築物の高層部における屋外広告物や屋上広告物に光源を使用する場合は、東京タワーのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、過度な照明の使用を控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。</li> </ul>	

別表1 色彩基準

	基準の適用部位・面積									考え方	備考	
	外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)			強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)		アクセント色※1	屋根色 (勾配屋根)					
	色相	明度	彩度	色相	彩度		色相	明度	彩度			
浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	/	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度程度を上限とする。(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度である。)屋根を設ける場合は、庭園の緑から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	(1)次のような場合については、景観審議会などの意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができる。 ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合	
	5.0YR ~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	6以下		その他		2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下							
水辺景観形成特別地区	OR ~ 4.9YR	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	/	5.0YR ~5.0Y	制限なし	4以下	外壁の大部分については、水や緑の色彩が映える潤いのある景観を形成するため、中彩度・低彩度の色彩を基本とする。また、外壁基本色については明るく開放的な景観を阻害しないよう低明度色の使用を規制する。屋根を設ける場合は、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いることとする。	・石材などの地域固有の自然素材(自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など)を使用する場合 ・橋梁等で区民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画	
	5.0YR ~5.0Y	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	6以下		その他		2以下			
	その他	6以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下							
有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 神宮外苑並木周辺景観形成特別地区	OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	外壁各面の 1/20以下で 使用可能	5.0YR ~5.0Y	6以下	4以下	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。	(2)高さ15m未満の低層部については、景観審議会などの意見を聴取した上で、次の措置を講じることができる。 ◇幅員が広い道路沿道で、建築物の規模が小さく周辺に与える影響がない場合や周辺の落ち着いた街並みに調和させるために必要な場合は、明度が4未満の色彩を使用することができる。 ◇にぎわいや潤いを創出するために必要な場合は、必要最小限の範囲内において、外壁各面の1/5以下で、強調色以外の色彩も使用することができる。ただし、この場合、外壁基本色以外の色彩を使用できる面積は、外壁各面の1/5以下とする。	
	5.0YR ~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	6以下		その他		2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下							
青山通り周辺景観形成特別地区 三田通り周辺景観形成特別地区 大門通り周辺景観形成特別地区 プラチナ通り周辺景観形成特別地区 芝公園周辺景観形成特別地区 外濠周辺景観形成特別地区 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	各階外壁各面の 1/5以下で 使用可能	5.0YR ~5.0Y	制限なし  ※芝公園周辺 景観形成特別 地区、外濠周辺 景観形成特別 地区は6以下	4以下	建物高層部については、統一感と品格が感じられる街並み景観を創出するよう、主に高彩度の色彩や寒色系の色彩などを制限する。建物低層部(高さ15m未満の部分)については、低明度の色彩など高層部よりも自由度が高い色彩を使用することができる。	(3)工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が決められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないものは、色彩基準によらないことができる。  (4)高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができる。ただし、色彩基準の考え方を十分に踏まえて計画すること。	
	5.0YR ~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	6以下		その他		2以下			
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下							
環状2号線周辺景観形成特別地区  ※建築物の高さ15m未満の部分は下線の基準を用いることができる	OR ~ 9.9R	4以上7未満の場合 3以上7未満の場合 8.5以上の場合	4以下 3以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	各階外壁各面の 1/5以下で 使用可能	5.0YR ~5.0Y	制限なし	4以下	建物高層部については、統一感と品格が感じられる街並み景観を創出するよう、主に高彩度の色彩や寒色系の色彩などを制限する。建物低層部(高さ15m未満の部分)については、低明度の色彩など高層部よりも自由度が高い色彩を使用することができる。	(5)上げ裏、界壁に外壁基本色以外の色彩を用いる場合は、景観上支障のない範囲の色彩となるよう配慮する。	
	0YR ~ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	5.0YR ~5.0Y	4以下 6以下		その他		2以下			
	5.0YR ~5.0Y	4以上8.5未満の場合 3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 6以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	4以下 6以下							
一般地域	OR ~ 4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR ~ 4.9YR	4以下	外壁各面の 1/20以下で 使用可能	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。	制限なし	4以下	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。		
	5.0YR ~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下	5.0YR ~5.0Y	6以下							
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下	その他	2以下							

※1 アクセント色:外壁基本色及び強調色で規定されている色彩以外の色彩の使用可能範囲を示す。アクセント色については、建築物全体のバランスや周辺建築物との調和に配慮し、主に中低層部において、良好な景観形成に寄与する範囲内で使用するものとする。